

通知書

私は、貴社より平成〇〇年〇〇月〇〇日付にて、職務怠慢を理由とする懲戒解雇通知を受け取りましたが、本処分は不当であり無効であると思われるので、異議を申し立てます。本処分が不当であると思われる理由は、以下の通りです。

1. 周知されている就業規則の中に、問題となっている行為が懲戒処分の対象となる行為として定められており、かつ、その行為に対する処分として懲戒解雇の手段があると定められていることが必要であるが、貴社におきましては、就業規則が周知されている状態ではなく、かつ、就業規則中の懲戒処分規程のどの項目に該当するかも示されていない。
2. 過去の裁判例においては、会社側が労働者に数回にわたり改善指導しており、かつ十分な弁明の機会を与えたことが、解雇に至るまでの適正な手続きの一つであると判断されている。しかし貴社はこのような指導を私に一度もすることがなく、加えて、弁明の機会も一切与えないままに一方的に懲戒解雇の辞令を発した。
3. 懲戒処分は、問題となっている行為の規律違反の程度やその事情に照らして、相当な程度の量刑であることが必要である。しかし貴社は問題となっている行為自体の特定をしておらず、相当であるかどうか判断することができない。

ゆえに、貴社の行った職務怠慢を理由とした懲戒解雇は、解雇権の濫用で無効であります。速やかに撤回されるよう通知いたします。

なお、貴社の本通知書に対する回答は、本通知書到達後7日以内に行ってくださいようお願い申し上げます。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

愛知県名古屋市中区〇〇町〇丁目〇番地〇号

高野明人 印

愛知県名古屋市中村区〇〇町〇丁目〇番地〇号

〇〇工業株式会社

代表取締役 大森満彦 殿